

移動型・携帯型エックス線装置取扱い届

1 使用場所について（該当する項目番号に○印して下さい）

1) エックス線診療室内で使用する。

2) エックス線診療室外で使用する。

ア 常時同じ室で使用する。（室名を記入すること）「例：手術室」

イ 使用する場所は、固定していない。

* 1の2)に該当する施設は、下記の項目についても記入等をお願いします。

2 保管場所（平面図を添付すること）

3 保管方法（例：部屋を施錠する）

* 移動用及び携帯型エックス線装置であっても、常時同じ室で使用するときは、その部屋はエックス線診療室に準じた構造でなければなりません。